



松岡東慶寺駈込女 釈文

史料A 東慶寺寺法

宝曆 松ヶ岡東慶寺駈込女の儀に付

差出候書付の部

松ヶ岡御所駈込候女の儀に書付

大岡越前守懸にて、町人の女房、鎌倉松ヶ岡東慶寺へ

駈込候、此夫より引戻度願出候に付、右寺法の儀、承

合候處、黒田豊前守より左の通、書付被差越候由、

越前守より写来

鎌倉東慶寺の儀書付

相州鎌倉

尼寺 東慶寺

一 右開山覚山志道大和尚は、北条時宗室、弘安

八年草創、当山嫌男候女、入当寺候得ば、被

赦免候事、従此時始也、此節は入寺の女三年限

一 第五代用堂和尚は

後醍醐天皇姫宮、入当山被成住職候、此時より

入寺の女、二十四ヶ月に成

一 現注玉淵法盤、高辻中納言息女、喜連川

左兵衛督養女

以上

右書付、黒田豊前守より来候由、子七月十八日大岡越前守より写来



東慶寺から町奉行所へ

松ヶ岡蔭涼軒ちの飛札并返書留

一筆啓上仕候、当山へ日比谷町久五郎女房駈入、  
縁切寺法願候に付、以飛札申達候得ば、御訴申上候て、早速  
縁切證文被仰付、難有奉存候、然処、右の女立儘にて  
罷越候、衣類一切無御座候て、当山寺法相勤候内、着用の  
衣類無之、其身不便に奉存候故申上候、何とぞ有合の  
衣類返し候様に被仰付被下候はゞ難有奉存候、尤  
持参金も有之由、其段は不縁の願候女の儀、無是非  
奉存候、衣類無之候ては其身不便に奉存候、爰元  
相勤候儀罷成間敷と奉存候故、以書中乍憚申上候間、  
各様御慈悲の思召を以被仰付可被下候、拙僧儀、罷出  
申上度奉存候得共、八拾歳余に罷成、歩行一切不  
罷成候故、乍憚書状にて申上候、何分にも御慈悲の御沙汰  
奉願候、何方ち罷越候ても諸道具・衣類、古来より  
取返し、女に相渡し相勤申候、此度も御慈悲の思召を以  
被仰付可被下候様奉願候、恐惶謹言

松岡内

九月七日

蔭涼軒

稻生下野守様

御役人衆中様

先凡波野見の給て其山日比新久齋女房  
 進入縁切寺法親の付先遣座花札の御返書  
 乞下野中が因の書と申上候様書法不届の御返  
 女は此大寺法親御流又の返書は此中申上候  
 飛書右女名用一切御座は付有候と申候  
 返書は振付成度申上又物申合と有申書候  
 不届の御返書は此書は此の書候様候  
 右の通書と候御返書は不届書候候候様候  
 此候と云雜書付此の書候又の御書候候  
 右の所人互出勝子取申上候様候候候候候  
 此在候候候候候候候候候候候候候候候候

九月九日

三人

松園  
 菅原軒様

大正三年九月九日之書也

町奉行所から東慶寺へ

貴札致拝見候、然ば其御山へ日比谷町久五郎女房

駈入、縁切御寺法願候に付、先達而御飛札の趣致承知候、

尤下野守へ申聞候處、夫を捨罷出候儀、不届至極の

女に候得共、御寺法故、縁切證文は差遣候様に被申聞候、

然處、右女着用の類一切無御座候に付、有合の衣類

返し候様に被成度由、且又持参金も有之由、其段は

不縁の願候女の儀無是非思召候旨、承知致し候

右の通、夫を捨罷出候不届者の儀故、衣類差遣

候様にとは難被申付候得共、猶又被仰聞候に付、

右の町人召出、勝手次第相送候様に可被申付旨に

御座候、此段宜及御報旨下野守申付候、恐惶謹言

九月九日

三人

松岡 蔭涼軒様

右は子年九月九日返書遣す

松島彦平軒宛札 并 松園山系慶寺信持札

以花柳中上の津身徳と成は慶寺信持の徳と  
日比並所久常也房南上流誠の付立頭に成上  
成也  
所希は作之事下左一人是也  
之傳付下難有是存の成法也右一光中上成  
之山至の物信成は光中上成也  
光中平上の成歩行不成成の付立頭 以  
花柳中上の何分  
所希は成は光中上  
下下の上成の世長高侍在来方任持成切書入  
所代は光一の書付成成は光中上成也  
成在成の上成の成は光中上成也

松島彦平

彦平

九月十日

松園山下野

高河理助

彦平

往回也

右花柳 彦平の成は光中上成也  
任持成は信持書付は彦平中上の成法也成は彦平  
之人は彦平の成は光中上成也

東慶寺から町奉行所へ

松岡蔭涼軒と飛札并松岡山東慶寺住持記

以飛脚申上候、弥御勇健被成御座珍重奉存候、然ば  
日比谷町久五郎女房、当山へ罷越候に付、衣類の儀申上  
候得ば、御前へ被仰上被下、右の町人被召出候て  
被仰付被下難有奉存候、各様迄右の御礼申上度  
如此御座候、拙僧儀罷出御礼申上度奉存候得共、  
先達而申上候通、歩行不罷成候に付、乍憚以  
飛脚申上候、何分にも御前宜様に御礼被仰上  
可被下候(様)奉願候、此節当寺古来より住持縁切女欠入  
御代々御免の書付写、各様へ差上申候間、御承知  
被遊置可被下候奉頼上候、恐惶謹言

松岡東慶寺

九月十一日

蔭涼軒

稻生下野守様御内

高沢 理助 様

遠藤郷兵衛 様

徳田惣右衛門様

右飛脚の者申候は、御礼迄の義返答承候不及、右書中并  
住持記の請取書取之、参度旨申候に付、蔭涼軒宛所に致し  
三人の連名にて請取書遣之

(住持記)

鎌倉

松園山東慶寺世代住持記并縁切書附

開山 覺山志道大和尚

時宗公室弘安甲申七年時宗三拾四歲薨于時室家落傍明年乙酉創當山成開山祖十月九日示寂嫌男者入當寺則被赦免此時始也入寺之女三年限

第二世 龍海雲 和尚

第三世 清澤 和尚

第四世 果菴道 和尚

第五世 用堂 和尚

後醍醐天皇姬宮入當山薙染受吳應春三月廿八日已刻入寂後此時入寺之女二十四箇月成

第六世 順宗 和尚

第七世 仁芳義 和尚

(中略)

第十七世 旭山暘 和尚

生實御所八正院源義明息女弘治三丁巳年七月十日示寂

第十八世 瑞山祥和 和尚

左馬頭高基息女關東八代古河

第十九世 瓊山清和 和尚

右兵衛督賴純息女喜連川

第二十世 天秀泰和 和尚

正二位左大臣豐臣秀賴公息女元和元年依千束照大神君命入當山薙染于時八歲正保二年二月七日示寂御年始之御禮遠國逝正月廿八日被仰付候

第廿一世 永山榮和 和尚

右兵衛督尊信息女

第廿二世 現注玉淵法盤和 和尚

高辻中納言息女喜連川左兵衛督養女致入寺令薙染受具

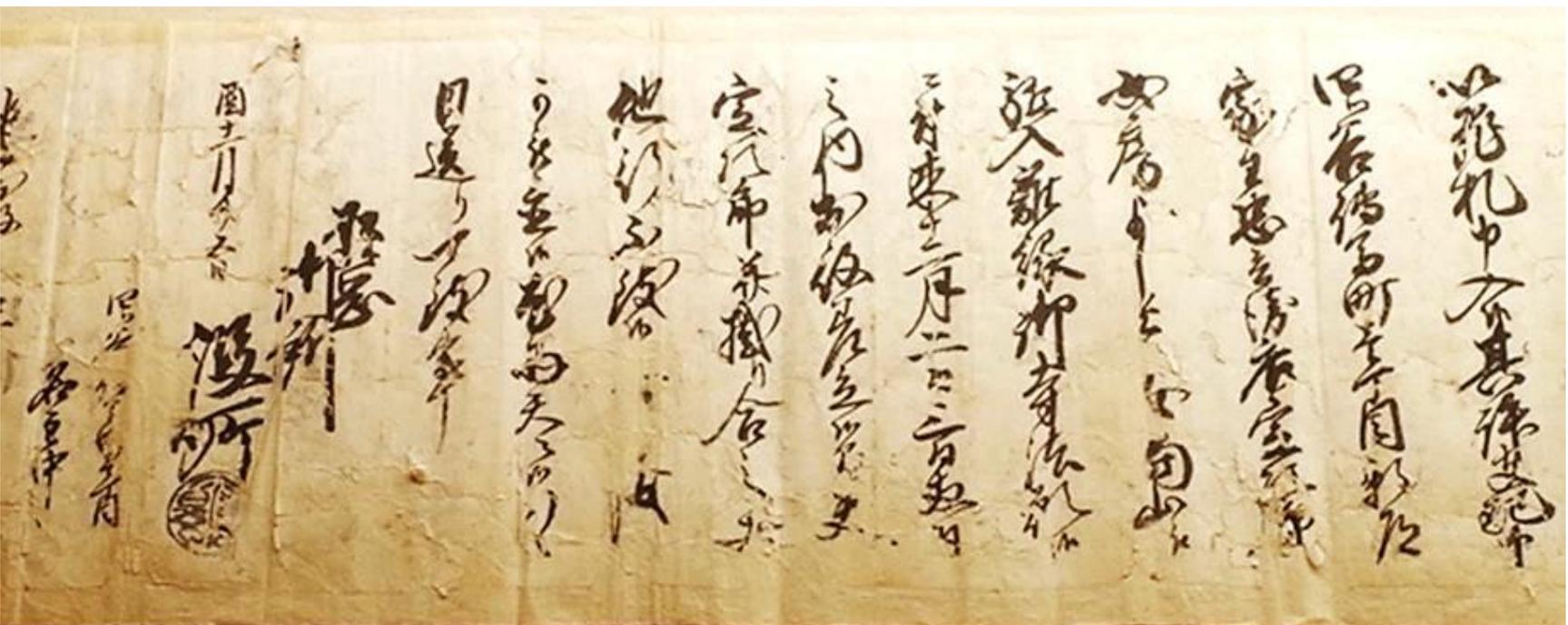
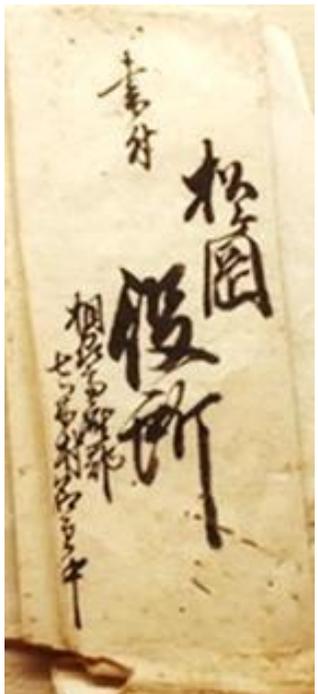












史料B 女親呼出状

(表書) 松ヶ岡

書付 役所

相州高座郡七ツ木村

名主中

(本文)

以飛札申入候、其許支配下

百姓久太郎伯母ぎんと申女

当山へ駈入、離縁御寺法

願候得共、女の儀故、始末不

相分候間、此書付着次第、

右久太郎早々当山役所へ

可罷出旨可被申渡候

松ヶ岡

御所

西十月二日 役所 印

相州高座郡

七ツ木村

名主中

追て着の節、此書付可被相返事

史料C 夫方への通告

以飛札申入候、其許支配下

四ツ谷傳馬町壹丁目新道

家主忠兵衛店定次郎

女房よしと申女、当山へ

駈入、離縁御寺法願候

に付、来十二月二日、三日両日

の内、出役差立候間、夫

定次郎并掛り合の者

他行不致候(様申渡)

可被置候、尤雨天に候はゞ

日送り可致事

松岡

御所

西十月五日 役所 印

四ツ谷傳馬町壹丁目

名主中



### C3 寺法達書

當寺へやすと申女駈入、離縁  
寺法願候に付、様子為尋候へば、江戸  
呉服町嘉七店重次郎妻の由、  
弥々其方妻に無粉候哉、  
苦勞なる寺法勤兼候半と  
不便に存、立歸の候やふに  
色々異見為申候へ共、存切の  
罷越候由にて、達て願候まゝ  
無抛双方へ届候、若  
公儀御法式にて背候者にて  
申分候はゞ、證拠被添、名主・組  
同道にて、爰元役所へ参り  
可被申候、様子聞届窺候て、可申渡候  
尤申分なく候はゞ、以後無障  
書付、印形致し遣し参候に  
不及候、古来ち御免寺法故、  
抱置事に候、いつれも立合  
埒明、餘多の難儀に成不申候  
(やう)可致候、慈悲の寺法  
念入、とゞけ如斯候、以上

松岡山 一老

蔭涼軒

⑨

巳七月五日

⑨

江戸呉服町

嘉七店

夫 重次郎

名主組中





一 廣澤使中納言藤原朝光と若下守藤原朝光と人組別所書付  
左の御帳を定む有らむと云く逐書有らむ

二 年一札事

一 御書付に候御沙汰札懐に御見届難儀に成り申付書付し書  
付御見届難儀に成り申付御沙汰札懐

向江八打年八月十日

長澤所守藤原朝光

文也平

而之 伊集平

久保 忠信平

小中 忠信平

長澤所守藤原朝光

一 長澤所守藤原朝光と若下守藤原朝光との長澤國守藤原朝光

白姓志御帳を定む有らむと云く逐書有らむ

御書付に候御沙汰札懐に御見届難儀に成り申付書付し書

付御見届難儀に成り申付御沙汰札懐

を御見届難儀に成り申付御沙汰札懐

難儀に成り申付御沙汰札懐

下り申付御沙汰札懐

を御見届難儀に成り申付御沙汰札懐

右の御帳を定む有らむと云く逐書有らむ

書付に候御沙汰札懐に御見届難儀に成り申付書付し書

付御見届難儀に成り申付御沙汰札懐

御書付に候御沙汰札懐に御見届難儀に成り申付書付し書







切凡言上言下言後者如直切樣字樣為石且又組也  
交在坊間不知也如迷字在坊間  
日知錄年序十四

江陰縣所保為石

與人

天物

石

何字

石

九節情

市通商人之交組石船之石和如迷字在坊間

石

十化也

傳名所浙保

湯叔所保











右在月夜四卷... 此書乃村... 亦在月夜四卷...

三河田原郡 又市嫁JUN例

一 三河田原郡 又市嫁... 依... 本...

嘉永元年十月十日

三河田原郡 又市嫁

市人 又市

又市

又市

又市

又市

市昔新撰

今日... 三河田原郡... 依... 本...

嘉永元年

別... 三河田原郡... 依... 本...







つゆいふ事今午にせぬは引一切裁紙の事まはれぬ多敷るく

双石の信若 後山法成寺も有らるゝのらりつらり信抄

にり信成元後布に事ものまゝりくはりくとを信伺いりや

中へくはりてんてん信抄の事まはれぬ多敷るく

てんてん信抄の事まはれぬ多敷るく

まはれぬ多敷るく

信抄の事まはれぬ多敷るく

信抄の事まはれぬ多敷るく

信抄の事まはれぬ多敷るく

信抄の事まはれぬ多敷るく

信抄の事

一 信抄の事

信抄の事まはれぬ多敷るく







廣澤使中納言左衛門尉藤原朝臣重房判書月  
給の取立書付有之と云々  
延書月有之

延書月有之

一 延書月有之  
延書月有之  
延書月有之

同延八十年八月十日

長岡所信無右

文也平

而之 伊金平

久世志信平

中納言友

延書月有之

一 延書月有之  
延書月有之  
延書月有之

白姓志無右  
延書月有之  
延書月有之

延書月有之  
延書月有之  
延書月有之







切札者十石以上は後たし如き切札者なれば石目も金目も  
交り地内へ知やもれ進まざるは海  
同和行年正月十日

江島藩町御金目

商人 大物

和目 何金

大組 九印指

石目 十石目

市通商人等と交組御札と立札を進まざるは  
御名中折保  
湯及折保

正徳元年十二月十日

一 今御札と御名中折保と立札を進まざるは  
御名中折保と御名中折保と立札を進まざるは  
御名中折保と御名中折保と立札を進まざるは

御名中折保と御名中折保と立札を進まざるは  
御名中折保と御名中折保と立札を進まざるは  
御名中折保と御名中折保と立札を進まざるは  
御名中折保と御名中折保と立札を進まざるは  
御名中折保と御名中折保と立札を進まざるは



義元は坂田にありてはるる角くはつてあまをうりてはるる  
流るる中へんきくはるる流るるはるるありてはるる  
ありふ及つてはるる流るるありてはるる  
あるはるるありてはるるありてはるるありてはるる  
あるはるるありてはるるありてはるるありてはるる

鎌倉の山一庵

法派の印

六月廿一日

鎌倉の山一庵

又 国長徳高

右之組中

右難保の法派の流るるありてはるるありてはるるありてはるる  
ありてはるるありてはるるありてはるるありてはるる

鎌倉の山一庵

一 鎌倉の山一庵の流るるありてはるるありてはるるありてはるる  
ありてはるるありてはるるありてはるるありてはるる

鎌倉の山一庵

三月廿七年二月廿

徳高

右之組 人高

右之 市高

鎌倉の山一庵

法派の印

鎌倉の山一庵

鎌倉の山一庵の流るるありてはるるありてはるるありてはるる



仁忠記書付年一上

一 去年陽月市町家の徳信より古紙あり記す一若月  
ハ九月陽月市町家如く月市ノ事耳在古紙記に仁徳信余  
仁徳信折紙書入難縁ノ文ヲ解リ古紙ニ市町家あり記  
難縁ノ書有若クニ下ノ事ハ沙流丸沙流後仁徳信ノ事ニ  
今日仁徳信<sup>わか</sup>丸沙流仁徳信ノ事難縁ノ書有在沙流丸沙流  
仁徳信丸沙流ノ事ニ記す

仁徳信丸沙流ノ事ニ記す

去年陽月市町家

徳信下

久人下 又七下

仁徳信 又七下

代 又七下

### 市書折紙

仁徳信丸沙流ノ事ニ記す 仁徳信丸沙流ノ事ニ記す  
仁徳信丸沙流ノ事ニ記す 仁徳信丸沙流ノ事ニ記す  
仁徳信丸沙流ノ事ニ記す 仁徳信丸沙流ノ事ニ記す  
仁徳信丸沙流ノ事ニ記す 仁徳信丸沙流ノ事ニ記す  
仁徳信丸沙流ノ事ニ記す 仁徳信丸沙流ノ事ニ記す  
仁徳信丸沙流ノ事ニ記す 仁徳信丸沙流ノ事ニ記す

仁徳信丸沙流ノ事ニ記す

一 今年陽月市町家の徳信より古紙あり記す一若月  
ハ九月陽月市町家如く月市ノ事耳在古紙記に仁徳信余  
仁徳信折紙書入難縁ノ文ヲ解リ古紙ニ市町家あり記  
難縁ノ書有若クニ下ノ事ハ沙流丸沙流後仁徳信ノ事ニ  
今日仁徳信<sup>わか</sup>丸沙流仁徳信ノ事難縁ノ書有在沙流丸沙流  
仁徳信丸沙流ノ事ニ記す



因に流るる所は又入京朝校難縁に書有在使と云はりける  
書入難縁に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける  
と云はりける

左に流るる書有在使と云はりける

一 書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける  
右に流るる書有在使と云はりける  
書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける  
右に流るる書有在使と云はりける  
書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける  
右に流るる書有在使と云はりける

一 書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける

書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける

書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける

書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける

### 新書所集

書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける

一 書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける  
右に流るる書有在使と云はりける  
書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける  
右に流るる書有在使と云はりける  
書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける  
右に流るる書有在使と云はりける

書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける

一 書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける  
右に流るる書有在使と云はりける  
書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける  
右に流るる書有在使と云はりける  
書有在使に流るる所は又流中一書に流るる書と云はりける  
右に流るる書有在使と云はりける









